

総 税 都 第 5 9 号

平成26年9月30日

各 都 道 府 県 知 事  
各 都 道 府 県 議 会 議 長  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
各 指 定 都 市 議 会 議 長

総務省自治税務局長

#### 地方税法施行令の改正等について

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第316号）は平成26年9月30日に公布され、原則として平成27年10月1日から施行（一部平成27年4月1日から施行）されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしく願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

## I 総括的事項

消費税率（国・地方）については、国税に係る税制抜本改革法附則第1条及び同条第2項並びに地方税に係る税制抜本改革法附則第1条及び同条第3項の規定により、平成26年4月1日から8%に、平成27年10月1日から10%へ引き上げられることが規定され、また、それぞれ、その引上げに当たっては、国税に係る税制抜本改革法附則第18条第3項及び地方税に係る税制抜本改革法附則第19条第3項の規定に則って、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含めた判断が別途行われることとされている。

また、それぞれの消費税率（国・地方）の引上げに際しては、経過措置として国税に係る税制抜本改革法附則第5条から第8条等の規定並びに地方税に係る税制抜本改革法附則第4条及び第10条の規定により一定の課税資産の譲渡等や課税仕入れ等について、それぞれの引上げ後においても旧消費税率（国・地方）が適用される場合を規定し、その一部については政令において定めることとされている。これらに基づき、消費税率（国・地方）8%への引上げの際には、事業者の予見可能性を確保する必要性等から、消費税率（国・地方）の引上げ判断に先だって法律の施行予定日（平成26年4月1日）の約1年前となる平成25年3月13日に消費税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第56号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第54号）が公布されたところである。

これらを踏まえ、消費税率（国・地方）10%への引上げの際にも、法律の施行予定日（平成27年10月1日）の約1年前となる本年9月30日に、消費税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第317号）とともに、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第316号）が公布された。

## II 地方税法施行令の改正に関する事項

### 第1 地方消費税に関する事項

- (1) 中間申告書未提出事業者の中間申告額のみなし税率を、「78分の22」（現行「63分の17」）とすることとした（令35の8①）。
- (2) 貨物割に係る徴収取扱費基礎額を、各徴収取扱費算定期間内に当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額の「22分の10」（現行「17分の10」）に相当する額とすることとした（令35の17①）。
- (3) 譲渡割に係る徴収取扱費基礎額を、各徴収取扱費算定期間内に当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額の「22分の10」（現行「17分の10」）に相当する額とすることとした（令附則6の11①）。
- (4) 道府県に納付された譲渡割額に相当する額及び国から払い込まれた貨物割の納付額の合算額の「17分の10」に相当する額について行う地方消費税の清算及び交付について、当該割合を「22分の10」とし、当該合算額の

「 $\frac{7}{17}$ 」に相当する額について行う地方消費税の清算及び交付について、当該割合を「 $\frac{12}{22}$ 」とすることとした（令 $35$ の $19$ 、 $35$ の $21$ ）。

- (5) 地方消費税収が平年度化するまでの経過措置として、平成 $27$ 年度は(4)における合算額の「 $\frac{10}{22}$ 」を「 $\frac{10}{17}$ 」と、「 $\frac{12}{22}$ 」を「 $\frac{7}{17}$ 」と、平成 $28$ 年度は「 $\frac{10}{22}$ 」を「 $\frac{10}{21}$ 」と、「 $\frac{12}{22}$ 」を「 $\frac{11}{21}$ 」と読み替える所要の措置を講ずることとした（令 $35$ の $17$ ①、 $35$ の $19$ 、 $35$ の $21$ 、令附則 $6$ の $11$ ①）。
- (6) 旧税率が適用される経過措置対象課税仕入れ等に関する消費税法施行令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

## 第2 その他

その他の所要の規定の整備を行うこととした。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「令」：地方税法施行令（昭和 $25$ 年政令第 $245$ 号）

「国税に係る税制抜本改革法」：社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 $24$ 年法律第 $68$ 号）

「地方税に係る税制抜本改革法」：社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 $24$ 年法律第 $69$ 号）